

資料2 給水装置の基準適合について

1 性能基準の適用例

給水装置の種類		性能基準						耐久
		耐圧	浸出	水撃限界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	
給水管		● ①	●				△ ⑨	
給水栓	飲用	● ①	●	● ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①		● ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
バルブ		● ①	●	※ ②③			△ ⑨	● ⑩
継手		● ①	●				△ ⑨	
浄水器		● ①	●		○ ⑤			
湯沸器	飲用	● ①	●	※ ②④	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①			○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
逆流防止装置		● ①	●		● ⑥	○ ⑧	△ ⑨	
水撃防止器		● ①	●	●			△ ⑨	
ユニット器具	飲用	● ①	●	○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①		○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
家電器具類	飲用	● ①	●	○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①		○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	

凡例：●例外なく求められるもの

○一般に求められるもの

△求められる場合があるもの

※限定的に求められるもの

①～⑩表中の性能基準の適用の説明

- ① 最終の止水機構の流出側に設置される給水用具（シャワーヘッド等）については、耐圧性能基準の対象外。

止水機構を有する器具であって、通常の使用状態において、器具の流出側が大気に開口されているもの（水栓のカランの部分）の2次側の部分は、耐圧性能基準の対象外。

- ② 水撃性能基準を満たしていない給水用具を使用する場合には、その上流側に近接して水撃防止器具を設置する等の水撃防止措置を講ずること。

- ③ 電磁弁が対象。
- ④ 元止め式瞬間湯沸器等が対象。
- ⑤ 逆流防止装置を内部に備えた給水用具が対象。

水が逆流するおそれのある場所で、逆流防止性能基準を満たしていない器具を用いる場合には、逆流防止性能基準又は負圧破壊性能基準に適合する給水用具の設置、若しくは規定の吐水口空間の確保のいずれかを行うこと。

- ⑥ 逆止弁、減圧式逆流防止器が対象。
- ⑦ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具、水受け部と吐水口が一体構造であり、かつ水受け部の越流面と吐水口の間が分離されることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（ボールタップ付きロータンク、冷水機、自動販売機、貯蔵湯沸器等）が対象。
- ⑧ 減圧式逆流防止器が対象。
- ⑨ 凍結のおそれのある場所に設置されている給水用具が適用されるが、この基準を満たしていない場合には、別途凍結防止措置を講ずること。
- ⑩ 弁類（減圧弁、安全弁（逃し弁）、逆止弁、空気弁及び電磁弁）が対象。給水用具の内部に備え付けられているものを除く。

2 基準適合の確認方法

個々の給水装置がどの項目について基準を満足しているのかについての情報は、製造業者（自己認証）に問い合わせて入手するか、第三者認証機関（第三者認証）のホームページに掲載されているものを利用する。

名 称	ホームページアドレス
（社）日本水道協会（JWWA）	http://www.jwwa.or.jp/center
（財）日本燃焼機器検査協会（JHIA）	http://www.jhia.or.jp
（財）日本ガス機器検査協会（JIA）	http://www.jia-page.or.jp
（財）電気安全環境研究所（JET）	http://www.jet.or.jp/

そのほか、厚生労働省の設置している「給水装置データベース」に掲載されている。

名 称	ホームページアドレス
厚生労働省給水装置データベース	http://www.mhlw.go.jp_